

日進市犯罪等被害に対する見舞金給付要綱

令和 8 年 7 月 2 日
要 綱 第 31 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、日進市犯罪等被害に対する支援に関する条例（令和8年日進市条例第18号）第9条の規定に基づき、犯罪被害者等が犯罪行為により受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、予算の範囲内において日進市犯罪等被害に対する見舞金（以下「見舞金」という。）を給付することについて、日進市補助金等交付規則（昭和56年日進町規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為による死亡、重傷病又は精神疾患をいい、犯罪行為の時又はその直後における心身の被害であって、その後の死亡、重傷病又は精神疾患の原因となり得るものを含む。
- (3) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。
- (4) 犯罪被害者等 犯罪被害者及びその遺族をいう。
- (5) 重傷病 負傷若しくは疾病（精神疾患を除く。以下同じ。）が治り、又はその症状が固定する前における当該負傷又は疾病に係る身体の被害であって、当該負傷又は疾病の療養の期間が1月以上かつ通算3日以上入院を要すると医師に診断されたものをいう。
- (6) 精神疾患 刑法犯罪のうち、個人の生命及び身体を侵害する度合いが高い特定の犯罪である殺人未遂、強盗、不同意性交等、不同意わいせつ、略取誘拐及び人身売買（殺人未遂以外の犯罪についても未遂を含む。）の被害を受けたことに起因する精神的衝撃による精神の被害であって、その療養に要する期間が3月以上かつ通算3日以上労務に服することができないと医師に診断されたものをいう。
- (7) 犯罪被害を知った日 犯罪被害者が死亡した場合は、その遺族が警察等からの連絡により当該死亡の事実を知った日をいい、犯罪被害者が重傷病又は精神疾患を負った場合は、医師の診断により重傷病又は精神疾患であると診断された日をいう。

(見舞金の種類、給付額及び給付対象者)

第3条 見舞金の種類、給付額及び給付対象者は、次の各号に掲げる見舞金の種類の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。この場合において、同一の世帯において給付対象者が複数ある場合又は給付対象者が複数の給付を受けることとなる場合には、30万円を上限として給付する。

(1) 遺族見舞金

ア 給付額 30万円

イ 給付対象者 犯罪行為により死亡した犯罪被害者（次号又は第3号に規定する見舞金の給付を受けた者であって、当該見舞金の受給後に死亡した者を含む。）の遺族であって、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、市内に住所を有する次条第3項及び第4項の規定による第1順位遺族

(2) 重傷病見舞金

ア 給付額 10万円

イ 給付対象者 犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、市内に住所を有する重傷病を負った犯罪被害者

(3) 精神療養見舞金

ア 給付額 2万5,000円

イ 給付対象者 犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、市内に住所を有する精神疾患を負った犯罪被害者

2 市長は、前項各号に掲げる見舞金について、給付対象者が、やむを得ない事情により住民登録をせずに市内に居住している場合は、市内に居住していることが客観的に確認できる書類の提出により市内に住所を有する者とみなすことができる。

(遺族の範囲及び順位)

第4条 遺族見舞金の給付対象者は、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 犯罪被害者の配偶者又は婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情（日進市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度及び他の地方公共団体における同様の制度に基づくパートナーシップの関係を含む。以下「事実上の婚姻関係」という。）にあった者

(2) 犯罪被害者と生計を一にしていた世帯における当該犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（日進市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度及び他の地方公共団体における同様の制度に基づくファミリーシップの関係（以下「ファミリーシップの関係」という。））にあった者を含む。）

(3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（ファミリーシップの関係にあった者を含む。）

2 犯罪被害者の死亡の当時、胎児であった子が出生した場合における、前項の規定の適用については、その母が犯罪被害者の死亡の当時、犯罪被害者と生計を一にしていたときは同項第2号に規定する子とみなし、その他のときにあつては、同項第

3号に規定する子とみなす。

3 遺族見舞金給付対象の遺族の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とする。この場合において、父母については養父母を先にし、実父母を後にする。ただし、第1順位遺族が当該見舞金の申請をしない場合は、第2順位以降の遺族は、当該見舞金の申請をすることができない。

4 第1項の規定にかかわらず、犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡前に、当該犯罪被害者の死亡によって遺族見舞金の給付を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族見舞金の給付を受けることができる遺族としない。

(見舞金を給付しないことができる場合)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、見舞金を給付しないことができる。

(1) 当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間に親族関係（事実上の婚姻関係及びファミリーシップの関係にあつた者を含む。）があつたとき。ただし、犯罪被害者が18歳未満の者を監護していたときは、この限りでない。

(2) 犯罪被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者にも、その責めに帰すべき行為があつたとき。

(3) 犯罪被害者等が日進市暴力団排除条例（平成24年日進市条例第22号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものであつたとき。

(4) 犯罪被害者等が同一の犯罪行為による犯罪被害について、他市町村から見舞金その他同様の制度に基づく給付を受けているとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を給付することが社会通念上適切でないと認められるとき。

(見舞金の給付申請)

第6条 給付対象者は、遺族見舞金の給付を申請しようとする場合は、日進市犯罪等被害に対する見舞金（遺族見舞金）給付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、添付書類により証明すべき事実を市の公簿等により確認することができるときは、当該添付書類を省略することができる。

(1) 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し

(2) 申請者が、犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において、市内に住所を有し、又は居住していたことを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票等）

(3) 申請者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄が記載された戸籍の謄本又は抄本その他の証明書

- (4) 申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上の婚姻関係にあった者であるときは、その事実を証するに足りる書類（住民票の写し、犯罪被害者又は申請者の親族、友人、隣人等の申述書、日進市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（令和4年日進市要綱第57号）の規定に基づくパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証の写し又はパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領カードの写し（以下「宣誓書受領証等の写し」という。）、他の地方公共団体における日進市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度と同様の制度に基づく宣誓の証明書の写し等）
 - (5) 申請者が犯罪被害者とファミリーシップの関係にあった者であるときは、その事実を証するに足りる書類（宣誓書受領証等の写し、他の地方公共団体における日進市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度と同様の制度に基づく宣誓の証明書の写し等）
 - (6) 申請者が第4条第1項第1号に該当する者以外の者であるときは、当該申請者が第1順位遺族であることを証明する書類（先順位の者の死亡を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本その他の証明書）
 - (7) 申請者が第4条第1項第2号に該当する者であるときは、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者と生計を一にしていた事実を証するに足りる書類
 - (8) 第1順位遺族が2人以上あるときは、日進市犯罪等被害に対する見舞金（遺族見舞金）
受給代表者申出書（第2号様式）
 - (9) 犯罪被害にあった事実を証するに足りる書類（犯罪被害に係る警察証明書、交通事故証明書等）
 - (10) その他市長が必要と認める書類
- 2 給付対象者は、重傷病見舞金又は精神療養見舞金の給付を申請しようとする場合は、日進市犯罪等被害に対する見舞金（重傷病・精神療養見舞金）給付申請書（第3号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、添付書類により証明すべき事実を市の公簿等により確認できるときは、当該添付書類を省略することができる。
- (1) 受傷日、療養期間、入院日数及び傷病名が記載された、重傷病又は精神疾患に該当することを証明する医師の診断書。ただし、精神療養見舞金に係るものについては、入院日数の記載は要せず、その症状の程度が通算3日以上労務に服することができないことの記載を要する。
 - (2) 申請者が、犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において、市内に住所を有し、又は居住していたことを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票等）
 - (3) 犯罪被害にあった事実を証するに足りる書類（犯罪被害に係る警察証明書、交通事故証明書等）

(4) その他市長が必要と認める書類

3 申請者が、未成年者又はやむを得ない事情により、自ら見舞金の申請をすることができない場合は、当該申請者の代理人が申請することができる。

4 規則第10条に規定する実績報告は、本条に規定する書類の提出をもってこれに代えるものとする。

(申請期限)

第7条 前条の規定による申請は、当該犯罪被害を知った日から1年を経過したとき又は犯罪被害が発生した日から7年を経過したときは、することができない。ただし、申請期限までに申請しなかったことについて、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(給付の決定等)

第8条 市長は、第6条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、見舞金を給付する旨又は給付しない旨の決定を行わなければならない。

2 市長は、前項の決定を行ったときは、速やかに日進市犯罪等被害に対する見舞金給付決定通知書(第4号様式)又は日進市犯罪等被害に対する見舞金不給付決定通知書(第5号様式)により申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項に規定する見舞金の審査に際し、給付対象者等から当該申請に係る状況等について調査をすることができる。この場合において、市長は、申請書及び添付書類等の内容審査のほか、申請者の同意を得て、関係機関への照会を行うことができる。

4 前項の規定は、見舞金の給付決定後においても適用があるものとする。

(見舞金の請求)

第9条 前条の規定により見舞金の給付の決定を受けた者は、日進市犯罪等被害に対する見舞金給付請求書(第6号様式)により、市長に当該見舞金の給付を請求するものとする。

(決定の取消し)

第10条 市長は、見舞金の給付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該決定を取り消すことができる。

(1) 当該見舞金の給付を受ける資格を満たさないと判明したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により当該決定を受けたと認められるとき。

2 市長は、前項の規定により見舞金の給付の決定を取り消した場合は、日進市犯罪等被害に対する見舞金給付決定取消通知書(第7号様式)により、当該見舞金の給付の決定を受けた者にその旨を通知するものとする。

(見舞金の返還)

第11条 前条の規定により見舞金の給付の決定を取り消した場合において、見舞金の支給を受けている者があるときは、市長は、その全部又は一部を返還させることができる。

(個人情報の収集及び提供)

第 12 条 市長は、見舞金の給付を行うに当たり必要な範囲内において、関係機関から個人情報を収集し、提供を受けることができる。

(委任)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、見舞金の給付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 7 月 2 日から施行し、同日以後に行われた犯罪行為に起因する犯罪被害について適用する。

第 1 号様式(第 6 条関係)

日進市犯罪等被害に対する見舞金（遺族見舞金）給付申請書

年 月 日

日進市長 宛て

(申請者) 給付対象者の氏名
被害者との続柄
生 年 月 日 年 月 日
住 所
電 話 番 号 () -

日進市犯罪等被害に対する見舞金給付要綱第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 犯罪被害の概要

犯罪被害者の氏名	
犯罪被害者の生年月日	年 月 日
犯罪被害者の住所	
犯罪被害が発生した日	年 月 日
犯罪被害を知った日	年 月 日
犯罪被害を受けた場所	
犯罪被害の概要	
事件捜査担当警察署	都道府県 () 警察署 ()

2 代理申請

代理申請をする理由	
代理人氏名	申請者との関係
代理人生年月日	年 月 日
代理人住所	
代理人連絡先	

- 3 犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との親族関係（婚姻の届出をしていないが、事実上の婚姻関係にあった者及びファミリーシップの関係にあった者を含む。）

☐なし ☐あり（ ）

- 4 犯罪被害者による犯罪行為誘発行為又は責めに帰すべき行為の有無

☐なし ☐あり（ ）

- 5 同一の犯罪被害において、過去に日進市犯罪等被害に対する見舞金の給付を受けた場合は、その見舞金の種類

☐遺族見舞金 ☐重傷病見舞金 ☐精神療養見舞金

- 6 見舞金の給付に必要な関係機関等が保有する犯罪被害者等の個人情報について、日進市が収集し、又は提供を受けることへの同意の有無

☐同意する ☐同意しない

- 7 誓約事項（☐にチェックを付けてください。）

- ☐ 犯罪被害者及び申請者は、日進市暴力団排除条例（平成24年日進市条例第22号）第2条第2号に規定する暴力団員に該当しません。また、暴力団又は暴力団員と密接な関係にはありません。
- ☐ 見舞金の給付後に、故意の犯罪による被害でないと判明した場合又は日進市犯罪等被害に対する見舞金給付要綱第5条若しくは第10条の規定に該当することが判明した場合は、第11条の規定に基づき、既に給付を受けた見舞金を速やかに返還いたします。
- ☐ この申請において、給付決定を受けた後に、この遺族見舞金を受け取るべき遺族が判明した等、他の遺族との調整が必要となる場合は、自身の責任において解決いたします。

- 8 添付書類（申請に当たって添付する書類の☐にチェックを付けてください。）

- ☐ 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し
- ☐ 申請者が、犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において、市内に住所を有し、又は居住していたことを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票等）

- ☐ 申請者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄が記載された戸籍の謄本又は抄本その他の証明書
- ☐ 申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上の婚姻関係にあった者であるときは、その事実を証するに足る書類（住民票の写し、犯罪被害者又は申請者の親族、友人、隣人等の申述書、宣誓書受領証等の写し、他の地方公共団体における日進市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度と同様の制度に基づく宣誓の証明書の写し等）
- ☐ 申請者が犯罪被害者とファミリーシップの関係にあった者であるときは、その事実を証するに足る書類（宣誓書受領証等の写し、他の地方公共団体における日進市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度と同様の制度に基づく宣誓の証明書の写し等）
- ☐ 申請者が第4条第1項第1号に該当する者以外の者であるときは、当該申請者が第1順位遺族であることを証明する書類（先順位の者の死亡を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本その他の証明書）
- ☐ 申請者が第4条第1項第2号に該当する者であるときは、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者と生計を一にしていた事実を証するに足る書類
- ☐ 第1順位遺族が2人以上あるときは、日進市犯罪等被害に対する見舞金（遺族見舞金）受給代表者申出書（第2号様式）
- ☐ 犯罪被害にあった事実を証するに足る書類（犯罪被害に係る警察証明書、交通事故証明書等）
- ☐ その他市長が必要と認める書類

※1 代理人による代理申請を行う場合は、代理人であることを証明する書類（申請者による自筆の委任状等）を提示してください。

※2 地方公共団体が発行する各種証明については発行日から3月以内のものとし、住民票については個人番号（マイナンバー）の記載がないものを添付してください。

第2号様式（第6条関係）

日進市犯罪等被害に対する見舞金（遺族見舞金）受給代表者申出書

年 月 日

日進市長 宛て

代表者の氏名

被害者との続柄

代表者住所

電話番号（ ） —

私は、遺族見舞金の給付対象者である第1順位遺族を代表し、遺族見舞金を受給する者であることを申出します。

なお、下記第1順位遺族以外に新たな第1順位遺族が判明した場合は、代表者の責任において解決いたします。

記

私は、上記代表者が遺族見舞金を受給することに同意します。			
上記代表者以外の 第1順位遺族 (署名)	犯罪被害者 との続柄	住 所	連 絡 先

第1順位遺族である者のうち、上記欄に署名等を行うことができない者（未成年者、所在不明等）について、下記のとおり申出します。

記

第1順位遺族氏名	犯罪被害者 との続柄	署名等を行うことができない理由

第3号様式（第6条関係）

日進市犯罪等被害に対する見舞金（重傷病・精神療養見舞金）給付申請書

年 月 日

日進市長 宛て

（申請者）給付対象者の氏名

生 年 月 日 年 月 日

住 所

電 話 番 号 （ ） ー

日進市犯罪等被害に対する見舞金給付要綱第6条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 犯罪被害の概要

犯罪被害が発生した日	年 月 日
犯罪被害を知った日	年 月 日
犯罪被害を受けた場所	
犯罪被害の概要	
事件捜査担当警察署	都道府県（ ）警察署（ ）

2 代理申請

代理申請をする理由			
代理人氏名		申請者との関係	
代理人生年月日	年 月 日		
代理人住所			
代理人連絡先			

3 犯罪被害者と加害者との親族関係（婚姻の届出をしていないが、事実上の婚姻関係にあった者及びファミリーシップの関係にあった者を含む。）

☐なし ☐あり（ ）

4 犯罪被害者による犯罪行為誘発行為又は責めに帰すべき行為の有無

☐なし ☐あり（ ）

5 同様の犯罪被害において、過去に日進市犯罪等被害に対する見舞金の給付を受けた場合は、その見舞金の種類

☐遺族見舞金 ☐重傷病見舞金 ☐精神療養見舞金

6 見舞金の給付に必要な関係機関等が保有する犯罪被害者等の個人情報について、日進市が収集し、又は提供を受けることへの同意の有無

☐同意する ☐同意しない

7 誓約事項（☐にチェックを付けてください。）

- ☐ 犯罪被害者及び申請者は、日進市暴力団排除条例（平成24年日進市条例第22号）第2条第2号に規定する暴力団員に該当しません。また、暴力団又は暴力団員と密接な関係にはありません。
- ☐ 見舞金の給付後に、故意の犯罪による被害でないと判明した場合又は日進市犯罪等被害に対する見舞金給付要綱第5条若しくは第10条の規定に該当することが判明した場合は、第11条の規定に基づき、既に給付を受けた見舞金を速やかに返還いたします。

8 添付書類（申請に当たって添付する書類の☐にチェックを付けてください。）

- ☐ 受傷日、療養期間、入院日数及び傷病名が記載された、重傷病又は精神疾患に該当することを証明する医師の診断書。ただし、精神療養見舞金に係るものについては、入院日数の記載は要せず、その症状の程度が通算3日以上労務に服することができないことの記載を要する。
- ☐ 申請者が、犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において、市内に住所を有し、又は居住していたことを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票等）
- ☐ 犯罪被害にあった事実を証するに足る書類（犯罪被害に係る警察証明書、交通事故証明書等）
- ☐ その他市長が必要と認める書類

※1 代理人による代理申請を行う場合は、代理人であることを証明する書類（申請者による自筆の委任状等）を提示してください。

※ 2 地方公共団体が発行する各種証明については発行日から 3 月以内のものとし、住民票については個人番号（マイナンバー）の記載がないものを添付してください。

第4号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

日進市長

印

日進市犯罪等被害に対する見舞金給付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました日進市犯罪等被害に対する見舞金については、日進市犯罪等被害に対する見舞金給付要綱第8条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 見舞金の種類

☐遺族見舞金

☐重傷病見舞金

☐精神療養見舞金

2 見舞金の額

金

円

3 その他

- (1) 見舞金の給付を受ける資格がないにもかかわらず、当該給付を受けた場合又は偽りその他不正の手段により見舞金の給付を受けた場合は、当該給付の決定を取り消し、見舞金の返還を求めることがあります。
- (2) 市長が見舞金の返還を求めたときは、市長が定める日までに見舞金を返還しなければなりません。
- (3) この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に日進市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

第5号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

日進市長

印

日進市犯罪等被害に対する見舞金不給付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました日進市犯罪等被害に対する見舞金については、日進市犯罪等被害に対する見舞金給付要綱第8条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 見舞金の種類

☐遺族見舞金

☐重傷病見舞金

☐精神療養見舞金

2 理由

3 その他

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に日進市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

第6号様式（第9条関係）

日進市犯罪等被害に対する見舞金給付請求書

年 月 日

日進市長 宛て

請求者の氏名
被害者との続柄
請求者の住所

電話番号（ ） —

年 月 日付け 第 号で決定通知のありました日進市犯罪等被害に対する見舞金給付について、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 _____ 円

2 見舞金の種類
☐遺族見舞金 ☐重傷病見舞金 ☐精神療養見舞金

3 振込先

金融機関名			
支店名		預金種別	普通・当座
口座番号			
フリガナ			
口座名義人			

※ 口座情報を確認することができる書類（通帳又はキャッシュカードの写し等）を添付してください。

第7号様式（第10条関係）

日進市犯罪等被害に対する見舞金給付決定取消通知書

年 月 日

様

日進市長

印

年 月 日付け 第 号で決定をした日進市犯罪等被害に対する見舞金については、下記のとおり取り消します。

記

1 給付決定の内容

（1）給付対象者氏名

（2）見舞金の種類 ☐遺族見舞金 ☐重傷病見舞金 ☐精神療養見舞金

（3）決定金額 金 円

2 返還すべき見舞金

（1）給付の有無 有 ・ 無

（2）返還金額 金 円

（3）返還期限 年 月 日

（4）返還方法

3 取消しの理由

4 その他

（1）「給付の有無」の欄に「有」とある場合は、既に給付された金額を返還期限までに市に返還してください。

（2）この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に日進市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）、処分の取消しの訴えを

提起することができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。